

令和4年3月22日

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 法律案に関する意見

全国市長会

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案において、農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村（以下「同意市町村」という。）に対し、目標地図を含む「地域計画」の策定をはじめ、新たな事務の義務付けがなされることなどから、その具体化に当たっては、下記の事項を十分に反映されたい。

記

1. 本法律案の具体化に当たっては、平地農業地域や中山間地域、農業生産基盤の整備状況、後継者の有無など、地域を取り巻く環境は多種多様であることから、地域におけるこれまでの取組を十分に尊重するとともに、その実情に応じた柔軟な対応をできる限り可能とすること。
2. 農業者の減少や耕作放棄地の拡大の加速化が見込まれる中、担い手の確保や農地の集約化等を進めることは、地域農業の持続的な発展にとって重要であり、それら取組の実が挙がるよう、農業者等による協議や目標地図を含む地域計画の策定に当たっては、これまで地域が着実に積み上げてきた人・農地プランの取組を最大限に生かしつつ、地域の自主性が発揮される仕組みとすること。
3. 本法律案では、同意市町村は、政令で定めるところにより、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定めるとともに、その計画は、農林水産省令で定める基準に適合するものでなければならないとされている。

このため、同政令の制定に当たっては、地域計画について一律の策定とせず、同意市町村が地域の実情を踏まえた対応ができるようにすること。

また、同省令基準の策定に当たっては、地域の自主性が阻害されないよう配慮すること。

4. 地域の関係者に混乱が生じないように、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、関係者の理解醸成を図ること。

5. 地域計画の策定に当たり、農業者等による協議には相当の時間を要することに加え、新型コロナウイルスの感染状況等によっては、協議の場の開催自体が難しくなることも想定される。また、都市自治体の限られた人員による対応となるため、その策定期間については、地域の実情に応じた十分な時間が確保されるよう柔軟に対応すること。

6. 農業の担い手や農地の受け手、都市自治体における農業関係職員の確保・育成、コーディネーター等の専門人材の派遣やデジタル技術の活用に係る支援、関係者の事務負担の軽減、十分な財政支援など、万全の措置を講じること。

なお、地域計画の策定等を国庫補助事業の要件とすることなどにより、各種支援措置に影響が及ぶことがないように配慮すること。

7. 今後、都市自治体に影響を及ぼす本制度の変更等に際しては、時間的余裕をもって事前に都市自治体と十分協議し、その意見を制度設計等に的確に反映すること。

以上